

第3回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会) 会議録(書面開催)

協議期間

令和2年7月13日(月)～令和2年7月27日(月)

議題

- (1) 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要
- (2) 障害者差別解消に関する周知啓発について
- (3) 次期障害者総合支援計画の策定について
- (4) 障害者差別に関する状況について

資料

- ・第3回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)議題
- ・委員名簿
- ・令和2年度 第3回障害者の権利の擁護に関する委員会 意見シート
- ・資料1-1「令和2年度障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)の運営について」
- ・資料1-2「法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ」
- ・資料2 「令和2年度障害者差別解消に関する周知啓発について」
- ・資料3-1「さいたま市障害者総合支援計画 2021～2023(令和3～5年度)素案(案)の概要について」
- ・資料3-2「次期障害者総合支援計画策定のスケジュール」
- ・資料4-1「令和元年度障害者差別集計表(速報値)」
- ・資料4-2【非公開資料】
- ・資料4-3【非公開資料】
- ・資料4-4【非公開資料】
- ・資料4-5【非公開資料】
- ・参考資料「障害者の権利の擁護に関する委員会 関連法規等」

出席者(意見シート提出者)

委員…宗澤委員長、峯委員、甫母委員、高宮委員、五味田委員、菅原委員、滝澤委員、荒井委員、山田委員

臨時委員…越智委員、腰越委員、渡辺委員、末吉委員、宮村委員、黒金委員、水内委員、塚田委員、塚越委員、内河委員、高島委員

オブザーバー…熱海オブザーバー

第3回障害者の権利の擁護等に関する委員会における主な御意見

議題(1) 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要

(滝澤委員)

- ・「②相談しやすい環境づくり」について、個別具体的には、行政の窓口機能、事業者の機能、その他あらゆる社会資源の利用等における機能、障害当事者の生活、就労、教育等の支援他、それらに関連し③の本人の意思尊重が反映されること、ぜひ、さいたま市において推進されるよう期待している。書面で開催されている「誰もがともに暮らす市民会議」からの意見も重要と思う。

議題(2) 障害者差別解消に関する周知啓発について

(峯委員)

- ・重要な研修会等が中止、縮小等に変更してしまう可能性が高いため、Web 開催なども考慮してはどうか。

(五味田委員)

- ・新型コロナウイルス感染症増加傾向のなか、障害者差別解消に関する周知啓発活動もできなくなっているため、さらに差別が増大するのではないかと懸念している。

(菅原委員)

- ・合理的配慮提供促進事業で、昨年の補助金交付が1件しかない。市内に事業所を有し、飲食・物販・医療等の不特定多数が利用し、障害者の利用が見込まれる事業者は多く存在する。もっと積極的なアピールが必要と思われる。

(滝澤委員)

- ・周知啓発は継続した情報の提供が必須である。現在は新しい生活様式の推進のなか、個々の対面配布は難しいことと思うが、資料2の補助実績の事例等を、合理的配慮提供促進事業、合理的配慮等の好事例集の周知に際し提供し、本事業により、社会的な障壁への支援をする事業者などが地域のなかで、広く知らされていくことが重要なことと思う。
- ・インターネット、SNS は様々な障害の特性にあわせた支援のツールになるので、HP 等の広報にも期待している。
- ・現状では難しいと思うが、障害当事者、そのご家族や、介護する職員等の利用による口コミもとても有効だと思う。今後も好事例集への情報の収集として、ご意見等を事業者、利用者双方から引き続き聞いてほしい。
- ・職員研修について、可能な限り実施をしていただきたい。

(荒井委員)

- ・「障害福祉サービス事業所を対象にした研修」は今年度中止となったが、Zoom 等を利用したオンライン会議形式で実施すれば開催できたと思われる。今後開催予定の障害者週間「市民のつどい」などもオンライン配信による実施が可能と思われるので、これまでの形式での開催が難しい場合、中止とせずにオンライン開催を模索していただきたい。
- ・「ノーマライゼーション推進市職員研修」については、現在のやり方では体験を通した障害理解で終わってしまう。対象が幹部職員であり、ノーマライゼーション先進自治体幹部や医療・リハビリテーション関係者を講師とするなど、今後の施策に生かせる内容とすべきではないか。

(末吉委員)

- ・コロナを口実に行事案の縮小＝啓発の縮小が懸念される。一点集中ではなく分散開催も視野に入れた方がよいのでは。

(宮村委員)

- ・飲食店における合理的配慮等の好事例集について、接客のヒントとして、とても読みやすいツールだと思う。事業所は努力義務ではあるが、配布・周知に終わらせず、提供・推進した街づくりにつなげるため、学生・当事者・市職員と、駅周辺の飲食店が連携した平成 30 年度の実態調査のように、市民が連携した後追い調査・啓発の取り組みを行ってほしい。
- ・合理的配慮の補助金について、1件の申請のみに対する、何が課題でどう取り組むのか、PDCA の分析を知りたい。もっと、踏み込んだ、周知不足の解消、合理的配慮を目指す、誰もが共に暮らす意識を高める街づくりに向けた取り組みが必要。

(水内委員)

- ・補助金については周知のため、医療機関、飲食店等の他、商工会議所、公民館など、人の集まる場所に補助金申請についてのパンフレットを置くと良いと思う。
- ・研修等について、コロナによる感染状況によっては、書面開催とあるが、Zoom、Teams 等のオンライン開催が望ましいのではないかと思う。(できるだけ、講義を聴講する機会を増やすため)

議題(3)次期障害者総合支援計画の策定について

(宗澤委員長)

- ・新型コロナによる業績悪化を理由とする障害のある従業員の解雇・雇止めを防止する施策を強化する。
- ・障害のある人への研修(パソコン教室その他)のオンライン利用の体制整備を図る。
- ・民間事業所のテレワークの推進の中に、障害のある人の在宅就労を拡充していく施策を盛り込む。

(甫母委員)

- ・障害者のデイケアや就労移行事業所がコロナのために一時閉鎖や縮小となっている。場所によっては工夫してオンラインでやりとりしたり、参加ができたりする施設もある。障害者施策の中にもオンライン化を適宜導入できる予算や資源を組み込む方がよいと思われる。

(高宮委員)

- ・政府の成年後見の利用促進の政策のため、どの市町村でも成年後見の利用促進の支援が図られているように思う。良いことではあるが、安易に成年後見が選択されるケースが多くなっているように思われる。成年後見は多数ある高齢・障害者の支援手段の1つに過ぎず、後見を付けければ万事うまくいくわけでもない。計画上にも、あくまで1つの支援方法にすぎないことを反映してほしい。

(五味田委員)

- ・新型コロナウイルス感染症のため、これが収束したとしても今までのような生活様式には戻らないと思う。そのため、計画の推進が遅れると思うが、人員の確保等難しくなるのではないかと思う。

(滝澤委員)

- ・第1章総論における計画の趣旨、位置づけは、これまでの取り組みとともに、新たな計画として期待している。
- ・資料3-1、P4の後段に今年度は、この総合支援計画とともに、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、他、改定年とのことで、関連事業が多く、内容の修正等があるとの記載も重要に思う。社会参画として、情報、アクセシビリティの保障、また自然災害へは精度の高い予防政策を、地域の中で、多くの社会資源や機能窓口が連携した政策になることが重要だと思うからだ。
- ・星印の重点事業、P11の計画数値等、定量的な計画については、その根拠を明確にしてほしい。これまでの達成度もベースとなり、今後の目標、政策推進の質と体制の説明が求められる。
- ・次期総合支援計画の政策についてのパブリックコメントが10月となっているが、当事者や事業団体だけでなく、多くの市民に周知するために、8月の市報さいたまに合理的配慮提供促進事業を広報するような、誌面の活用なども検討してほしい。

(荒井委員)

- ・基本目標3 基本施策(2)障害者の就労支援 については、障害者総合支援センターを拠点として推進する枠組みとなっているが、同センターは福祉的就労につながるが前提であり、一般就労を前提とした視覚障害者が事実上支援の対象となっていない。実際、視覚障害者が相談した際に「こちらでお手伝いできることは無い。」と言われて就労の機会を失いそうになる事例も発生している。視覚障害者の就労機会・権利を確保するため、一般就労や、職業訓練等を希望する視覚障害者を、ハローワーク、国や都道府県等の職業リハビリテーション専門機関等につなぐ支援を施策に加えて頂きたい。
- ・コロナ禍における新しい生活様式が推奨される中、障害者を取り巻く環境も大きく変わろうとしている。各種申請手続きのオンライン化や、Web 会議システムを用いた相談体制の確立、施設等における3密回避への支援等、コロナ禍において新たに必要となった支援について、計画に盛り込

んでいただきたい。

- ・現在の当市の支援計画は、論拠となる障害者関連の法律名、アクセシブルデザインの JIS 規格等が明示され、さいたま市が国の方針に沿って積極的に取り組んでいる姿勢を示す先進的なものとなっている。今後も、障害者の権利擁護を推進し、法令や規格を遵守して積極的に取り組んでいる姿勢を示すため、計画にはこれまで通り法律名や JIS 規格等の明記を継続して頂きたい。
- ・「次期障害者総合支援計画策定のスケジュール」によると、次回の権利擁護委員会が来年1月開催である中、今年11月にも計画案審議の場を設けて頂けており、とても有難い。支援計画はとても重要であり、開催の形(会議、書面等)はともかく、ぜひとも11月に計画通り実施して頂きたい。

(末吉委員)

- ・新型コロナウイルス感染症の関係で抜本の見直しが必要と考える。

(宮村委員)

- ・グループホームの整備について、整備人数は達成しているが、支援度の低い方向けの民間参入が大半で、支援度の高い方の入居ニーズが満たされていないといった、数字とニーズが反映されていない実態・課題がある。また、障害の理解や配慮に乏しい事業所も多く、支援の質の差に大きな課題を感じる。そういった実態・課題へ対応を計画に反映してほしい。
- ・避難行動要支援者名簿の活用や災害時要支援者マニュアルについて、マニュアル内の個別避難支援の文章内にあるように、個別の避難支援を想定した打合せが重要。また、個人・家族といった当事者自身が避難の判断や方法に見通しや自覚を持っていない事も想定される。支援者側の具体的な避難支援を想定した打ち合わせ、個人・当事者自身の見通し・避難方法の自覚といった面での、実施率や実態調査を行ってほしい。

(水内委員)

- ・計画を達成していくために実施すべき(あるいは実施予定)内容がなく、計画の達成見込み等について、意見を述べるのが難しい。
- ・第3章について「国の基本指針をもとに」とあるが、国の基本指針との違いが記載されていると分かりやすいと思う。また、現状の数値が分からないと、「%」「倍」も分からないと思う。

議題(4)障害者差別に関する状況について

【非公開】

その他

【新型コロナウイルス感染症の影響について】

(宗澤委員長)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う訪問系・通所系のサービス提供の減少の下で、①特定の障害の状態像の人にサービスの減少が偏位していないのか、②契約に基づくサービスの利用量・利用頻度が利用できなくなっているという福祉・介護サービス利用権の侵害はないのか、を行政が明らかにすること
- ・これまでもインフルエンザの流行期にあったかもしれない差別であり、それが、新型コロナの問題で一挙に表面化しただけかもしれない。

(峯委員)

- ・医療的ケア児者等の障害・基礎疾患を有する患者さん方が、通常通りに医療機関に通院出来ないケースが多数見られ、電話による相談、オンライン診察等の体制整備が急務であると感じた。

(甫母委員)

- ・このような時だからこそ障害者に負担が多いと思われるので、積極的に介入できるサービスが望ましいと思う。

(滝澤委員)

- ・さいたま市は独自制度の追加として重度訪問介護をコロナ禍の中で在宅勤務になった障害者に提供するとの新聞記事を読んだ。通勤にしても在宅にしても当事者にとってはとても価値のある対応で、自助、共助も大切だが、公助として国の基準が、今後見直されていくことにも繋がればと思った。
- ・コロナ禍が落ち着くまでは、イベント等の縮小はやむを得ないと思うが、障害のある方々の参加の機会が少なくなることは残念である。コロナ禍による外出の制限、自粛の生活は、社会機能を制限されている障害者の日常であるという新聞記事もあり、ボランティアの支援等も制限せざる得ない中、現状の介護や日々の生活支援の状況、人権を擁護できているのか気になる。
- ・給付金申請等の実務の支援等も含め、障害者の現状に添った支援、情報の提供をお願いしたい。

(荒井委員)

- ・自分自身及び周囲の視覚障害者の中で、以下のような事例が発生しています。
 - 緊急事態宣言発令中、出勤のための電車内で、「めくらのくせに出歩くな」といった暴言を言われたことがある。(そもそも視覚障害者が仕事をしているとは思っていなかった様子)
 - モノに触ることや、社会的距離を保つことに敏感になっているため、買い物の際に一つ一つの商品を手に取り、目を近づけて見なければならなかったり、あるいは見えないために前後の距離を保てなかったりするロービジョンの人に対し、厳しい言葉を浴びせたり、こちらが危険を感じるような行為を行う人がいる。
 - 店員が「いらっしやいませ」といった声掛けを控えているため、店員が探せず買い物ができない。
 - 感染を恐れ、同行援護を断られた。

以上の点から、視覚障害者側での手指の消毒やマスク着用等の基本事項順守を前提に、根拠の

ない差別の排除、合理的配慮の提供の必要性について、周知、啓発等が必要と考える。

- ・視覚障害者が検査や診断等で陽性や入院となった場合に、公共交通機関の利用ができず、同行援護も頼めない状況下での移動支援、医療機関での治療、療養中の生活支援等をスムーズに受けられる体制を構築する必要がある。構築にあたっては、国立がん研究センターにて作成された、医療従事者と支援スタッフのためのサポートガイド「視覚に障がいのある方が新型コロナウイルス[COVID-19]に感染し入院したら」というリーフレットが参考になると思う。

(宮村委員)

- ・コロナ前、心身の安定やいきいきとした生活を支えていた障害福祉サービスが、事業所の休所や分散利用などの感染防止対策や、「毎日利用できない」「企業の休業などで日中の下請け作業がなくなる」「ヘルパーと外出できない」「ストレスから不安定な言動につながった」など、感染防止と安心・安定につながる支援の中、事業所と当事者・家族の中での葛藤があった。

(水内委員)

- ・様々な介護等の施設、医療機関で、感染の危険を理由に親族や、後見人が本人に面会できない状況が続いたと聞いている。遠くから面会する、アクリル板越しなど、感染症対策を施したうえで、面会できることが望ましいと考える。

【その他の意見】

(菅原委員)

- ・ここ数年自然災害が増えているが、避難場所でも障害者の権利が守られるよう、十分な対策をお願いしたい。